

大垣市部活動地域移行基本構想（素案）

概要版

大垣市教育委員会

令和6年 月

1 構想策定の趣旨

◆中学校の部活動を新たな実施主体(※)による活動に移行(地域移行)するための基本理念及び基本方針等を定めるもの。

※新たな実施主体：少年団や競技団体等、移行後の活動を担う団体

2 学校部活動の現状

◆体育系・文化系あわせて138部あり、3,244人が加入、加入率は78.8%である。

(令和5年6月現在)

○休日の部活動実施状況(令和5年6月アンケート結果)

(単位：校)

実施形態 (塗りつぶし部分は、教員が関与している活動)	体育系	文化系
保護者クラブのみで実施	12	2
休日の活動なし	1	7
保護者クラブに学校が関与	77	5
地域が実施主体である活動(※)に学校が関与	1	0
学校部活動	24	9

※地域が実施主体である活動：令和5年度現在、星和F C(サッカー)が該当。

3 学校部活動の課題

◆生徒数の減少に伴う部員数の減少等により、部活動を現行のまま維持することが困難になることが見込まれる。

○生徒数の見込

年 度	平成30年度	令和5年度	令和10年度 (見込)	差引 (H30-R5)	差引 (R5-R10)
生徒数	4,289人	4,113人	3,800人	△176人	△313人

※ 令和10年度(見込み)については、令和5年5月1日現在の児童数から算出

4 基本理念

- ◆競技志向のみに偏ることなく、スポーツ・文化芸術活動に親しむものであること。
- ◆多様な機会を確保し、豊かに生きる資質・能力を育むものであること。

地域移行にあたっては、地域のスポーツ・文化芸術分野の資源を最大限活用しながら、学校部活動の教育的意義を継承するとともに、競技志向のみに偏ることなく、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができ、多様な機会を確保し、豊かに生きる資質・能力を育むものであることを、基本理念とする。

5 基本方針

- ◆休日の学校部活動については、合意形成された競技・部活動ごとに、「新たな地域クラブ活動」への移行を開始し、令和7年度末までに完了することを目標とする。

(1) 方針

- ① 休日の学校部活動については、合意形成された競技・部活動ごとに、「新たな地域クラブ活動」への移行を開始し、令和7年度末までに完了することを目標とする。
- ② 平日の学校部活動については、その教育的意義を勘案し、当面の間、現行の活動を継続することとするが、地域移行を妨げるものではない。
- ③ 「新たな地域クラブ活動」へ移行するまでの期間においては、引き続き、現行の学校部活動や、学校部活動を補完する保護者クラブ等による活動を継続する。

(2) 新たな地域クラブ活動

ア 実施主体

- ① スポーツ協会やスポーツ少年団、文化芸術団体など、既存の団体
- ② 関係団体が連携して運営する団体など、新たな団体

イ 活動方針

スポーツ・文化芸術活動に親しむことを基本とし、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからないよう十分に配慮する。

ウ 活動時間

「大垣市中学校部活動ガイドライン」で規定する内容を基本とする。

- ・土曜、日曜のどちらか一日を休養日とする。
- ・休日の活動時間は原則、1日3時間までとする。 等

6 全体スケジュール

年 度	内 容
令和5年度 準備期間	1 大垣市中学校部活動地域移行検討委員会の設置 2 学校及び関係団体アンケート、関係団体ワークショップ 3 学校・関係団体と意見交換。合意があれば、実証期間である令和6年度から「実証事業」として試行 4 基本構想策定
令和6～7年度 実証期間	1 学校ごとに実情が異なるため、合意形成された競技・部活動ごとに、新たな実施団体を決定し、実証事業を実施。 2 実証期間中に、次の内容について検討を行う。 (1) 「(仮称)大垣市地域クラブ活動ガイドライン」の策定 (2) 公的支援の在り方
令和8年度 本格実施	本格移行開始（目標） ※ 合意形成や条件整備等に時間を要する場合は、可能な限り早期の実現を目指して検討を継続する。

7 令和6年度以降のロードマップ

	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
体制	検討体制 大垣市中学校部活動地域移行検討委員会において、実証事業の検証や、公的支援の在り方、ガイドライン策定などを協議。		運営体制 (仮称)大垣市部活動地域連携協議会を設置し、主要方針等を決定。
運営母体 (※)	運営母体の検討 運営母体となる団体の選定、協議	運営母体の決定 運営母体決定、運営方針等に関する検討	運営母体による運営 各実施主体の指導・管理、指導者不足等の課題解決。
実施主体	実施主体の検討 ・団体と学校の合意形成 ・実証事業として試行		実施主体による活動 本格移行開始（目標）
		・実証事業（2年目） ・新たな実施主体として認定	

※ 運営母体

地域クラブ活動に関する方針に沿った運営がされるよう、各実施主体を指導・管理するとともに、教育委員会と連携し、指導者不足等の各実施主体の課題解決にあたる機関。